

京都市告示第634号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である京都アクアリーナ・西院スポーツネットワークの代表者である美津濃株式会社から、京都市西京極総合運動公園条例第4条ただし書の規定に基づき、同施設内のアイススケートリンクを供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年3月25日

京都市長 門川大作

令和3年4月1日（木）から同月4日（日）までにおける各日午後5時から午後9時まで及び令和3年4月5日（月）から同月30日（金）までを、アイススケートリンクを供用しない日に加える。

（理由）

アイススケートリンクからメインプール及び飛び込みプールへの転換工事等を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室）